

5 基本目標と事前に備えるべき目標

国及び県計画と調和を図り、国土強靱化を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復興

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備えるべき目標（行動目標）を次のとおり設定する。

1. 被害の発生抑制により人命を保護する
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
5. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
6. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
7. 二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
9. 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

6 リスクシナリオと施策分野

本市においては、国及び県計画のリスクシナリオと整合性を図りつつ、36のリスクシナリオを設定する（次ページ）。

また、各施策を以下の分野に分類し、脆弱性評価を行う。

<施策分野>

分類	施策分野	
個別施策分野	① 行政機能/消防等	⑥ 道路・交通・物流
	② 住宅・都市	⑦ 環境・エネルギー
	③ 保健医療・福祉・子育て	⑧ 土地利用・国土保全
	④ 情報通信	⑨ ライフライン
	⑤ 産業・金融・農業	⑩ 教育
横断的施策分野	⑪ 地域づくり・リスクコミュニケーション	
	⑫ 老朽化対策	

＜リスクシナリオ＞

事前に備えるべき 目標（行動目標）	起きてはならない最悪の事態
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7 市民の災害に対する知識不足により、被害が拡大する事態
	1-8 支援者の犠牲が多数発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
	2-5 避難行動要支援者への支援不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	4-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	4-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	4-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	4-5 情報通信が輻輳・途絶する事態
	4-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	5-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	6-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

7 リスクへの対応方策

脆弱性評価に基づき、地域強靱化を推進するための個別施策分野・横断施策分野別の推進方針を次のとおり示す。

施策分野と推進方針の一覧

分野		推進方針
個別 施策分野	①行政機能/消防等	a.市の業務継続に必要な体制の整備
		b.防災機能の整備
		c.災害時応援協定を締結する団体等との連携強化
		d.地域防災力の向上
		e.被災者生活再建支援制度の充実
	②住宅・都市	a.安全・安心な市街地の形成
		b.住宅・建築物の耐震対策
		c.緑地・オープンスペースの確保
		d.地籍整備の推進
	③保健医療・福祉・子育て	a.災害医療体制の充実
b.福祉施設等の機能強化		
c.要配慮者の避難体制等の構築		
d.感染症の発生・まん延防止		
④情報通信	a.住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信	
	b.行政情報基盤の機能強化	
	c.多様な情報発信基盤の確保	
⑤産業・金融・農業	a.企業の誘致・立地の推進	
	b.都市農地の適切な保全管理	
	c.建設産業等の担い手育成・確保	
⑥道路・交通・物流	a.道路・橋梁等の整備	
⑦環境・エネルギー	a.自立・分散型エネルギーシステムの整備促進	
	b.有害物質等対策の推進	
	c.災害廃棄物処理体制の強化	
⑧土地利用・国土保全	a.河川等の整備	
⑨ライフライン	a.上下水道施設の防災対策の推進	
⑩教育	a.学校教育施設等の安全・防災機能の確保	
	b.文化財の保護	
横断的 施策分野	⑪地域づくり・リスクコミュニケーション	a.地域コミュニティ活動の活性化
	⑫老朽化対策	a.公共施設等マネジメント

8 計画の推進と進捗管理

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものである。

本計画に基づく事業や施策は、進捗状況を把握しながら、PDCA サイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図る。また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討する。

志木市地域強靱化計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

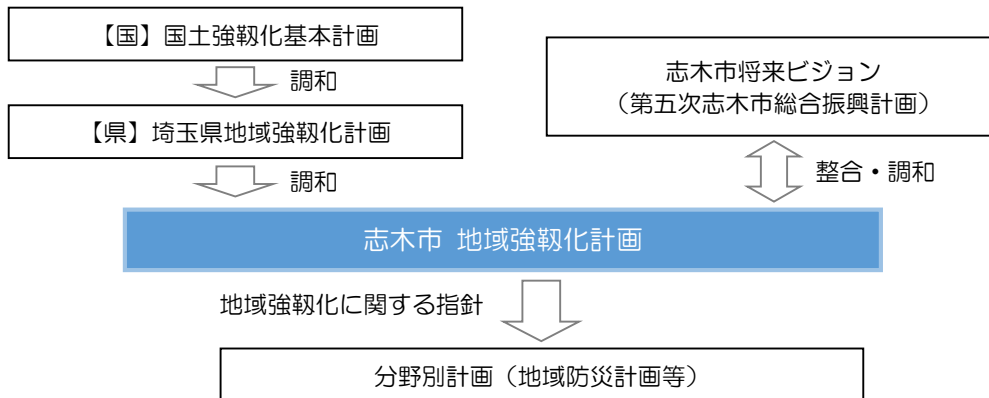
国土強靱化とは、これまでの大規模災害の教訓を活かし、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を計画的に実施することで、強くしなやかなまちづくりを進めていこうとするものである。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）した。また、埼玉県では、平成 29 年 3 月に基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「埼玉県地域強靱化計画」を策定し、県域での強靱化を推進している。

今後、いつ起こるかわからない大規模自然災害に対し、災害が起きても機能不全に陥らず、速やかに回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域を作り上げるため、「志木市地域強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、取組を推進するものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針を定めるものである。また、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。



3 計画の期間

本計画の期間を令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）と定め、基本的には 5 年ごとに見直しを行う。また、状況の変化に応じ、随時見直しを行う。

4 目指す将来像

本市の目指すまちづくりの重要な指針である「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」においては、まちの将来像を次のとおりとし、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進している。

「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」
～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちを目指して～

本計画においては、地域強靱化の視点からこの将来都市像を目指すものとする。